<診断基準>

Definite、Probable を対象とする。

原発性高カイロミクロン血症 の診断基準

必須条件:(1)および(2)を認め、鑑別診断(下記 D)が除外される。

- (1)血清トリグリセリド値 1,000 mg/dl 以上(空腹時採血(食後 12 時間以上))
- (2) カイロミクロンの証明(血清静置試験*1、超遠心法、電気泳動法、HPLC 法による。)

(*1: 血清を4℃で24~48 時間静置した後に、血清の上清にクリーム層を認める。)

確定診断(Definite): 必須条件に、B あるいは C のいずれかの異常(疾患関連あり)が確認された場合。 臨床的診断(Probable): 必須条件に、A の主症状のいずれかを認める場合。

疑い例(Possible):必須条件のみ、あるいは、必須条件にAの副症状を認める場合。

A. 症状

〈主症状〉

- 1. 繰り返す腹痛 AND/OR 急性膵炎
- 2. 発疹性黄色腫
- 3. 網膜脂血症の存在
- 4. 肝腫大 AND/OR 脾腫大

〈副症状〉

- 5. 呼吸困難感
- 6. 神経精神症状(認知症、うつ病、記憶障害)

B. 検査所見

- 1. LPL 活性の欠損あるいは著明な低下(正常の 10%以下)。 (ヘパリン静脈注射後血漿、脂肪組織生検検体、単球由来マクロファージ。)
- 2. アポリポ蛋白 C-II の欠損あるいは著明な低下(正常の 10%以下)。
- 3. アポリポ蛋白 A5 の欠損あるいは著明な低下(正常の 10%以下)。
- 4. LPL、ヘパリン、アポリポ蛋白 C-II に対する自己抗体の証明。

C. 遺伝学的検査

- 1. リポ蛋白リパーゼ遺伝子の変異
- 2. アポリポタンパク C-Ⅱ遺伝子の変異
- 3. GPIHBP1 遺伝子の変異
- 4. LMF1 遺伝子の変異
- 5. アポリポタンパク A-V 遺伝子の変異

- D. 鑑別診断
- 1. III 型高脂血症
- 2. 家族性複合型高脂血症(FCHL)
- 3. 二次性高脂血症(アルコール多飲、ネフローゼ症候群、神経性食思不振症、妊娠、糖尿病、リポジストロフィー、Weber-Christian 病、甲状腺機能低下症、先端巨大症、クッシング症候群、ネルソン症候群、薬剤(エストロゲン、ステロイド、利尿薬、 β ブロッカー、SSRI など抗精神病薬、痤瘡治療薬、HIV 治療薬、免疫抑制剤など)、その他高 TG 血症を来す疾患(多発性骨髄腫、SLE、悪性リンパ腫、サルコイドーシスなど))

<重症度分類>

先天性代謝異常症の重症度評価で、中等症以上を対象とする。

または、急性膵炎発作を直近1年に1回以上起こしている場合を重症とし、対象とする。

先天性代謝異常症の重症度評価(日本先天代謝異常学会)(一部改変)

			点数
I		薬物などの治療状況(以下の中からいずれか1つを選択する)	
	а	治療を要しない	0
	b	対症療法のために何らかの薬物を用いた治療を継続している	1
	С	疾患特異的な薬物治療が中断できない	2
	d	急性発作時に呼吸管理、血液浄化を必要とする	4
п		食事栄養治療の状況(a、b いずれか1つを選択する)	
	а	食事制限など特に必要がない	0
	b	軽度の食事制限あるいは一時的な食事制限が必要である	1
		* 当該疾患についての食事栄養治療の状況は a または b とする。	
Ш		酵素欠損などの代謝障害に直接関連した検査(画像を含む)の所見(以下の中からいずれ	
		か1つを選択する)	
	а	特に異常を認めない	0
	b	軽度の異常値が継続している (目安として正常範囲から 1.5SD の逸脱)	1
	С	中等度以上の異常値が継続している (目安として 1.5SD から 2.0SD の逸脱)	2
	d	高度の異常値が持続している (目安として 2.0SD 以上の逸脱)	3
IV		現在の精神運動発達遅滞、神経症状、筋力低下についての評価(以下の中からいずれか	
		1つを選択する)	
	а	異常を認めない	0
	b	軽度の障害を認める (目安として、IQ70 未満や補助具などを用いた自立歩行が可能な	1
		程度の障害)	
	С	中程度の障害を認める (目安として、IQ50 未満や自立歩行が不可能な程度の障害)	2
	d	高度の障害を認める (目安として、IQ35 未満やほぼ寝たきりの状態)	4
v		現在の臓器障害に関する評価(以下の中からいずれか1つを選択する)	
	а	肝臓、腎臓、心臓などに機能障害がない	0
	b	肝臓、腎臓、心臓などに軽度機能障害がある	1
		(目安として、それぞれの臓器異常による検査異常を認めるもの)	
	С	肝臓、腎臓、心臓などに中等度機能障害がある	2
		(目安として、それぞれの臓器異常による症状を認めるもの)	
	d	肝臓、腎臓、心臓などに重度機能障害がある、あるいは移植医療が必要である	4
		(目安として、それぞれの臓器の機能不全を認めるもの)	

Ⅵ 生活の自立・介助などの状況(以下の中からいずれか1つを選択する)

а	自立した生活が可能	0
b	何らかの介助が必要	1
С	日常生活の多くで介助が必要	2
d	生命維持医療が必要	4

総合評価

IかVIまでの各評価及び総合点をもとに最終評価を決定する。

(1)4点の項目が1つでもある場合 重症 (2)2点以上の項目があり、かつ加点した総点数が 6 点以上の場合 重症 (3)加点した総点数が 3-6 点の場合 中等症 (4)加点した総点数が 0-2 点の場合 軽症

注意

- 1 診断と治療についてはガイドラインを参考とすること
- 2 疾患特異的な薬物治療はガイドラインに準拠したものとする

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。